１．地域福祉活動事業助成基準

Ａ　地域福祉活動事業助成

（１）目的

市内の地区住民組織・団体等が取り組む地域福祉推進のための事業を支援する。

（２）助成対象事業

①広く地域内に効果を及ぼすと見込まれる事業。
②住民に対し直接サービスを提供する事業。
③小地域福祉活動等を推進する事業。
④高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の生活環境を整備する事業。
⑤高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の身体及び精神機能の向上、保持、回復に関する事業。
⑥高齢者、障がい児・者、児童・青少年等社会参加、生きがい増進、就労促進事業。
⑦ボランティア活動の推進事業。
⑧児童・生徒の社会活動の推進事業。
⑨区域内に属する、福祉等を活動の目的とする団体の育成、支援事業。
⑩その他、本会会長が特に必要と認める事業。

（３）助成の対象としない事業、経費

①行政からの受託事業。
②営利を目的とする事業。
③施設整備、機器等の維持管理経費。
④事業に直接関係しない事務経費。
⑤交流会等の飲食経費、人件費。
⑥その他本会が不適当と認める経費。

（４）助成対象経費

当該事業に直接必要とする下記の経費を助成の対象とする。

科　目	説　明
消耗品費	事業に必要な書類や諸費用、その他消耗品の購入
印刷製本費	広報用チラシ、パンフレット、関係資料等の印刷費
通信運搬費	切手代、ハガキ代、その他通信運搬に必要な経費
使用料及び賃借料	器具及び備品、会場等の使用料
損害保険料	ボランティア保険料等
諸謝金	講師の謝礼金等（※会員に対する諸謝金は対象外）
旅費	講師の交通費（※会員に対する旅費は対象外）
器材購入費	事業に直接必要な備品等の購入費

（５）助成基準額

１団体、１事業に限り、必要と認める事業費の３／４以内で１０万円を上限とする。ただし、千円未満は切り下げるものとする。

B　福祉団体事業助成

（1）目的

境港市内の福祉活動を行う団体が取り組む事業を支援する。

（2）助成対象事業

①広く地域内に効果を及ぼすと見込まれる事業。
②住民に対し直接サービスを提供する事業。
③小地域福祉活動を推進する事業。
④高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の生活環境を整備する事業。
⑤高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の身体及び精神機能の向上、保持、回復に関する事業。
⑥高齢者、障がい児・者、児童・青少年等社会参加、生きがい増進、就労促進事業。
⑦ボランティア活動の推進事業。
⑧児童・生徒の社会活動の推進事業。
⑨その他、本会会長が特に必要と認める事業。

（3）助成の対象としない事業、経費

①行政からの受託事業。
②営利を目的とする事業。
③交流会等の飲食経費、人件費。
④事業に直接関係しない事務経費。
⑤その他本会が不適当と認める経費。
⑥交流会等の飲食経費、謝礼、人件費、その他、この助成の趣旨にそぐわないと認める経費。
⑦介護保険法上又は障害者総合支援法上の各サービス実施のための経費。
⑧領収書をとることができない経費及び他の事業と共有の経費であり、領収書を分けることができない経費。

（４）助成対象経費

当該事業に直接必要とする下記の経費を助成の対象とする。

科　目	説　明
消耗品費	事業に必要な書類や諸費用、その他消耗品の購入
印刷製本費	広報用チラシ、パンフレット、関係資料等の印刷費
通信運搬費	切手代、ハガキ代、その他通信運搬に必要な経費
使用料及び賃借料	器具及び備品、会場等の使用料
損害保険料	ボランティア保険料等
諸謝金	講師の謝礼金等（※会員に対する諸謝金は対象外）
旅費	講師の交通費（※会員に対する旅費は対象外）
器材購入費	事業に直接必要な備品等の購入費

（５）助成基準額

１団体、１事業に限り、必要と認める事業費の３／４以内で１０万円を上限とする。

ただし、千円未満は切り下げるものとする。

２．ＮＰＯ・ボランティア団体福祉活動助成基準

（１）目的

社会福祉及び地域福祉の推進の重要な担い手となるＮＰＯ･ボランティア団体が行う、地域福祉推進のための先駆的・開拓的な非営利活動事業を支援する。

（２）助成対象要件

境港市内を活動の範囲として、福祉を目的とする事業（保健、医療、教育、まちづくり、環境などで社会福祉に関する活動を含む）の分野において活動中又は活動しようとする非営利の団体で次の要件を満たすものとする。

①特定の個人、団体、機関等に左右されない組織及び事業の運営がなされていること。

②代表者の氏名及び事務局の所在地が明確であること。

③規約及び構成員名簿を整備していること。

④適正な経理事務が行われていること。

⑤助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

（３）助成対象事業

実施によって大きな効果が期待できると認められる､年度末までに完了する次の事業を対象とする。

①対象者に対する直接的なサービス・支援を行う事業。

②その他、本会会長が特に必要と認める事業。

（４）助成の対象としない事業

①団体の構成員のみを対象として実施する事業。

②行政からの受託事業。

③営利を目的とする事業。

（５）助成対象経費

当該事業に直接必要とする下記の経費を助成の対象とする。

科　目	説　明
消耗品費	事業に必要な書類や諸費用、その他消耗品の購入
印刷製本費	広報用チラシ、パンフレット、関係資料等の印刷費
通信運搬費	切手代、ハガキ代、その他通信運搬に必要な経費
使用料及び賃借料	器具及び備品、会場等の使用料
損害保険料	ボランティア保険料等
諸謝金	講師の謝礼金等（※会員に対する諸謝金は対象外）
旅費	講師の交通費（※会員に対する旅費は対象外）
器材購入費	事業に直接必要な備品等の購入費

（６）助成対象としない経費

①交流会等の飲食経費、謝礼、人件費、その他、この助成の趣旨にそぐわないと認める経費。

②介護保険法上又は障害者総合支援法上の各サービス実施のための経費。

③領収書をとることができない経費、及び他の事業と共有の経費。

（７）助成基準額

１団体、１事業に限り、必要と認める事業費（助成対象経費）の３／４以内で１０万円を上限とする。ただし、千円未満は切り下げるものとする。

３．民間社会福祉施設助成基準

（１）目的

市内のみに事業所を有する社会福祉法に規定する第１種・第２種社会福祉事業並びに更生保護事業法に規定する更生保護事業を行う団体・施設が、施設機能の充実強化や利用者の処遇改善の向上を図るために行う、施設、設備、備品等の整備事業に対し助成を行う。

（２）助成対象要件

社会福祉法人及びこれに準ずる団体が経営し、第１種・第２種社会福祉事業並びに更生保護事業を行う団体・施設で、次の要件を満たすものとする。

①自己努力してもなお事業実施のための財源の確保が困難であること。

②助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

（３）助成対象の欠格要件

①本会から資料提供等の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの。

②具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの。

③経理状況が極めて不良と認めるもの。

（４）助成対象事業

次に掲げる条件を満たす施設整備事業を助成対象とする。

①適正な整備計画等に基づいたものであること。

②特別な事情がある場合を除き、年度末までに完了する単年度事業であること。

③行政又は他の助成団体等の補助及び助成を受けていない事業であること。

④その他、本会会長が特に必要と認める事業。

（５）助成対象としない経費

①土地及び建物の購入経費。

②借入金の償還。

③消耗品の購入経費。

④事務経費。

⑤領収書をとることができない経費、及び他の事業と共有の経費。

⑥その他、本会会長が不適当と認める事業。

（６）助成基準額

必要と認める事業費（助成対象経費）の３／４以内で３０万円を上限とする。（１法人、１事業に限る。）ただし、千円未満は切り下げる。

４．社会福祉協議会事業助成基準

（１）目的

境港市社会福祉協議会が地域福祉活動計画に基づいて取り組む地域福祉推進のための事業、及び地区社会福祉協議会を支援する。

（２）助成対象事業

①広く地域内に効果を及ぼすと見込まれる事業。
②住民に対し直接サービスを提供する事業。
③小地域福祉活動を推進する事業。
④高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の生活環境を整備する事業。
⑤高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の身体及び精神機能の向上、保持、回復に関する事業。
⑥高齢者、障がい児・者、児童・青少年等社会参加、生きがい増進、就労促進事業。
⑦ボランティア活動の推進事業。
⑧児童・生徒の社会活動の推進事業。
⑨区域内に属する、福祉等を活動の目的とする団体の育成、支援事業。
⑩その他、本会会長が特に必要と認める事業。

（３）助成の対象としない事業

①団体の構成員のみを対象として実施する事業。
②公的資金や他の補助金により行われている事業。
③行政からの受託事業。
④営利を目的とする事業。

（４）助成の対象としない経費

①施設整備、機器等の維持管理経費。
②事業に直接関係しない事務経費。
③その他本会が不適当と認める経費。

（５）助成基準額

境港市社会福祉協議会の地域福祉活動計画及び助成事業計画に基づいて適当と認める助成額。

この基準は、平成２７年６月１日から施行する。